

八雲町地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部を改正する要綱

八雲町地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(財務に関する事項) 第 8 条 略	(財務に関する事項) 第 8 条 略
	<u>(部会)</u> <u>第 9 条 協議会は、第 2 条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討等を行う必要があるときは、部会を置くことができる。</u> <u>2 部会の組織、運営その他の必要な事項は、会長が別に定める。</u>
(守秘義務) <u>第 9 条</u> 及び(その他) <u>第 10 条</u> 略	(守秘義務) <u>第 10 条</u> 及び(その他) <u>第 11 条</u> 略
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 30 日から施行する。

八雲町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うため、八雲町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 八雲町内における地域公共交通の在り方に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の作成及び変更に関すること。
- (3) 地域公共交通計画の実施に関すること。
- (4) 地域公共交通計画に掲げる事業の実施に関すること。
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (6) 町が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員の欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 会長は、八雲町長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

6 監事は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）及び招集は、会長が決定する。

2 会議の議長は会長とする。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 委員は、会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。

- 5 議事の決議は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 6 第3項及び第4項にかかわらず、会長が軽微な案件であると認めるとき又は災害等やむを得ない事情により会議を開催することが困難と判断したときは、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって会議の決議に代えることができる。このときの決議方法は前項に準じる。
- 7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 8 会議は、原則公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員が、会議に出席したときの報酬及び費用弁償は、会長が別に定める。

(事務局に関する事項)

第7条 協議会の事務に関する事項は会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第8条 協議会の予算編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(部会)

第9条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討等を行う必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他の必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第10条 委員その他会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月26日から施行する。

この要綱は、令和7年4月30日から施行する。

別表（第3条関係）

委員	備考
八雲町長及びその指名する者	
渡島総合振興局長の指名する者	
函館運輸支局長の指名する者	
鉄道事業者の指名する者	
関係する公共交通事業者	
地域住民又は利用者	
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	
道路管理者	
八雲警察署長の指名する者	
そのほか八雲町長が必要とする者	